

令和七年六月

令和七年六月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第一号	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	5頁
議案第二号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	7頁
議案第三号	文京区景観づくり条例の一部を改正する条例	13頁
議案第四号	文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例	15頁
議案第五号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	17頁
議案第六号	文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例	19頁
議案第七号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	21頁
議案第八号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	25頁
議案第九号	文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例	29頁
議案第十号	文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例	31頁
議案第十一号	文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約	33頁
議案第十二号	文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約	35頁
議案第十三号	文京区立第九中学校特別教室改修工事(第一期)請負契約	37頁
議案第十四号	文京区立第三中学校特別教室改修工事(第一期)請負契約	39頁

議案第十	五号	文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）	請負契約	41
議案第十	六号	文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）	請負契約	43
議案第十	七号	文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）	請負契約	45
議案第十	八号	文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）	請負契約	47
議案第十	九号	文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）	請負契約	49
議案第二	十号	文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約	請負契約	51

議案第一号

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十一 区長	文京区施設等利用費の支給及び認可外保育施設保護者負担軽減補助金交付要綱（二〇一九文子幼第三千五百五号）による補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
十二 区長	文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱（二〇一九文子幼第五千五百六十四号）による補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

十二 区長	文京区施設等利用費の支給及び認可外保育施設保護者の 住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
-------	---

	<p>負担軽減補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>十三 区長</p>	<p>文京区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>の 住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、本案を提出いたします。

議案第二号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項」を「法第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。」を加える。

第二十四条の二第一項第二号中「一千万円」を「千万円」に改め、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第二十四条の三第一項各号列記以外の部分中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

付則第二条の二の三を削り、付則第二条の二の四を付則第二条の二の三とする。

付則第七条を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第七条 令和八年四月一日以後に第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第四十七条第一号オに掲げる加熱式たばこをいい、第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第四十七条第一号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の○・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が○・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の○・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重

量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第七条の改正規定及び付則第三条の規定 令和八年四月一日

二 付則第二条の二の三を削り、付則第二条の二の四を付則第二条の二の三とする改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十七条及び第二十三条第一

項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の区民税について適用し、令和七年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の第二項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第二十四条の二第一項第三号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の文京区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、文京区特別区税条例第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第七条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 文京区特別区税条例第四十九条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第七条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第七条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三号

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

文京区景観づくり条例（平成二十五年九月文京区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、区議会議員及び区職員」を「及び区議会議員」に、「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（小委員会）

第二十六条の二 審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会が定める事項について調査し、又は審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 小委員会は、次条第一項に規定する景観アドバイザー及び良好な景観づくりに資すると区長が認めた者のうちから区長が委嘱する委員その他規則で定める委員十人以内をもって組織する。

4 前三項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

文京区景観づくり審議会に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四号

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六十三条第一項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第二条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める用途は、法第二十条第二号及び第三号に規定する建築物の用途以外のものとする。

(建築士が説明を要する建築の規模)

第三条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める規模は、建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいう。）の合計が十平方メートルを

超えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた建築物の設計について適用する。

(説 明)

建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び建築の規模について定めるため、本案を提出いたします。

議案第五号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部本郷三丁目自転車駐車場の項の次に次のように加える。

湯島自転車駐車場

東京都文京区湯島三丁目四十七番先

別表第一の二の部湯島自転車駐車場の項中「東京都文京区湯島四丁目六番先」を「東京都文京区湯島三丁目四十七番先」に改める。

付 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

（説 明）

湯島自転車駐車場の位置を変更し、一時利用制自転車駐車場を新設するため、本案を提出いたします。

議案第六号

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「区長は、」を削り、「別表第一に定める額を徴収する」を「徴収する費用の額は、零とする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「別表第二」を「別表」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例第五条の規定は、令和七年九月以後の月分の保育所における保育に係る費用の額について適用し、同年八月以前の月分の保育所における保育に係る費用の額については、なお従前の例による。

3 令和七年八月以前の月分の保育所における保育に係る費用の減額については、第十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「小規模保育事業A型をいう」の下に「。以下同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「及び次項」を「から第七項まで」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第二号中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項第三号中「次項」を「第六項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 一 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - 二 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第四十二条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のもの」を「（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。）を行う者」に、「第一項本文」を「第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「あつては」の下に「、第一項の規定にかかわらず」を加え、「（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区長が認める者

6 区長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 区長が、児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たつて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二

項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

付則第四条中「第四十二条第一項本文」を「第四十二条第一項」に、「十年」を「十五年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第二号中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
二 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第六条に次の五項を加える。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区長が認める者

6 区長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 区長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一 子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

付則第三条中「十年」を「十五年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九号

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

文京区立認定こども園条例（平成二十七年十月文京区条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「から第三項までの規定により得られた」を「に規定する」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立認定こども園条例第十一条第二項の規定は、令和七年九月以後の月分の保育料について適用し、同年八月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十号

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「から第三項までの規定により得られた」を「に規定する」に改める。
第十八条の見出し中「保育料等」を「預かり保育料」に改め、同条中「区長等」を「委員会」に、「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立幼稚園型認定こども園条例（以下「新条例」という。）第十一条第二項の規定は、令和七年九月以後の月分の保育料について適用し、同年八月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 令和七年八月以前の月分の保育料等の減免については、新条例第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

(説明)

保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十一号

文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約

文京区男女平等センター改修その他機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区男女平等センター改修その他機械設備工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金二億千四百六十二万千円
- 四 契約の相手方 R E C ・松嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区千駄木三丁目四十六番二号

株式会社 R E C 東京本店

執行役員本店長 板倉信幸

構成員 東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号

松嶋建設工業株式会社

代表取締役 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工期 契約締結の翌日から令和八年四月三十日まで
- 二 支出科目等 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和八年度 債務負担行為

議案第十二号

文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約
文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金十三億八千五十万円
- 四 契約の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社
取締役常務執行役員支社長 宇和川慎一

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和十年四月二十八日まで
- 二 支出科目等
 - 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費
 - 令和八年度 債務負担行為
 - 令和九年度 債務負担行為
 - 令和十年度 債務負担行為

議案第十三号

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億四千二百八十一万五千円

四 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目十九番三号

トリヤマ株式会社

代表取締役 鳥山幸得太

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十四号

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億三千三百六十三万円

四 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目二十六番十九号

株式会社リン・ドス

代表取締役 東海林諭

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十五号

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億九百四十九万六千円

四 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号

株式会社上之原工務店

代表取締役 上之原一光

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十六号

文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億百五十七万六千円

四 契約の相手方 東京都文京区本郷二丁目三十一番十号

伊藤工業株式会社

代表取締役 佐々木淳子

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十七号

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金二億六千五百四十一万九千円

四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十八号

文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金二億九百九十一万三千円

四 契約の相手方 東京都文京区本郷二丁目三十一番十号

伊藤工業株式会社

代表取締役 佐々木淳子

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第十九号

文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金一億九千三百六十万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和七年十二月二十六日まで
- 二 支出科目 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十号

文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約

文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億五千三百七十五千円

四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年六月三十日まで
- 二 支出科目等 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和八年度 債務負担行為

